入札監理小委員会 第538回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第538回入札監理小委員会議事次第

日 時:令和元年5月24日(金)14:37~16:29

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

- 2. 事業評価(案)の審議
 - ○本社情報ネットワークシステム管理業務(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援 機構)
 - ○政府認証基盤の運用・保守の請負(総務省)
 - ○電子政府利用支援センターの運用等の請負 (総務省)
 - ○空港有害鳥類防除業務(国土交通省)
- 3. 閉会

<出席者>

(委 員)

井熊主查、関野副主查、大山専門委員、小尾専門委員

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

企画部 情報システム課 加藤課長

企画部 情報システム課 福森係長

(総務省)

行政管理局 行政情報システム企画課 情報システム管理室 小高室長 行政管理局 行政情報システム企画課 情報システム管理室 足立係長

(総務省)

行政管理局 行政情報システム企画課 情報システム管理室 大西調査官 行政管理局 行政情報システム企画課 情報システム管理室 佐藤課長補佐

行政管理局 行政情報システム企画課 情報システム管理室 高雄係長

(国土交通省)

航空局 交通管制部 運用課 工藤課長 航空局 交通管制部 運用課 大橋調整官 航空局 交通管制部 運用課 井野係長 航空局 交通管制部 運用課 足利係長

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第538回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の本社情報ネットワークシステム管理業務、総務省の政府認証基盤の運用・保守の請負、総務省の電子政府利用支援センターの運用等の請負、国土交通省の空港有害鳥類防除業務の実施状況及び事業評価(案) 4件の審議を行います。

初めに、本社情報ネットワークシステム管理業務の実施状況につきまして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構企画部情報システム課加藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○加藤課長 ただいまご紹介にあずかりました鉄道・運輸機構情報システム課長の加藤でございます。ちょうど4年前にここで一度審議していただいて、再審議という形で6月にいるいろな先生方、それから事務局の皆さんからのご指摘を踏まえまして、やってまいりました。資料に則って評価について説明したいと思います。

本社情報ネットワークシステム管理業務の実施状況ということで、この本社という意味は、当鉄道運輸機構は、北海道は北海道新幹線、それから北陸は大阪支社、九州は九州新幹線ということで、本社以外に地方機関が6カ所ございまして、今回は本社の中のネットワークシステム管理業務、いわゆるサポートデスクなり、いろいろな検討という業務でございます。

事業の概要、内容ですけれども、利用者が円滑に業務を推進できる環境を機構に提供するということで、この契約期間、平成27年12月21日から、令和元年度末までですけれども、受託者は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社だったということです。

実施状況の評価期間は28年4月1日から、これまで2年10カ月の評価なわけですけれども、この契約期間との差がいわゆる引き継ぎ期間ということで、この28年の契約、27年12月から28年の本番までの間を、実はエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジがとったわけですけれども、この前は下に書いていますキーウェアソリューションズが相当な期間、1者応札だったり随契でやってきたということで、初めて当機構としては複数応札になったということでございます。

入札参加者ですけれども、ごらんのように8者来ております。日本ビジネスデーター、 富士ソフト、キーウェア、日立システムズ、TIS、エヌ・ティ・ティ・アドバンス、シ ステナ、富士通エフサスということで、8者が来たんですが、この中の1者につきまして、 資格、技術提案書の中で記述が足りないということがございまして、失格ということで、 7者の応札でございました。

総合評価方式ということで、技術点が1,000点、それから価格点1,000点ということで、キーウェアからエヌ・ティ・ティアドバンステクノロジに交代したということでございます。

いろいろ引き継ぎ、受注者も我々も大変なところはございましたけれども、この官民競争の精神に則って、後ほど述べますように、満足度調査、それからコスト縮減についてもいろいろ図られてきたということでございます。中身については福森係長が説明しますので、よろしくお願いします。

○福森係長 続きまして、情報システム課の福森からご説明をさせていただきます。

次のページに行っていただきまして、達成状況を説明させていただきます。まず事業内容につきましては、仕様書の内容に沿って適切に実施されているかどうかという指標については、月次報告により適切に実施されていることを確認し、サービスの質は確保されております。

続いてSLAについて、利用者アンケート調査を実施しております。こちらは75点以上を基準としておりますが、8ページの別添資料で説明します。、こちらは、年度ごとの結果を記載しており、平成28年度は80.2点、平成29年度は85.7点、30年度は89.1点と、年々改善しております。その中の、担当者の対応については、満足の割合が初年度は38%でしたが、29年度で53%、30年度では66%と年々改善されているといった状況です。私も対応を見ておりましたが、やはり笑顔が増えて、迅速に対応しているといった感じで、改善されているといった印象がございます。

続きまして、資料の方に戻っていただきまして、実施状況の3ページをご説明させていただきます。基準時間についても、60分以内の回答を基準としておりますが、こちらは99.8%と、問題はございませんでした。

次に一時窓口解決率ですが、80%を基準としておりまして、こちらも99.8%と問題はございませんでした。

続いて通報時間遵守率につきましても、障害検出から15分以内に監督員に通報するということですが、こちらも100%ということで、問題はございませんでした。

続いて4ページですけれども、障害復旧時間につきまして、基準は4時間ですが、こちらも100%ということで問題はございませんでした。

以上のことから、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価については、全て問題はございませんでした。

続いて実施経費の状況及び評価ですが、市場化前の実績と比較をいたしまして、一番下の3番、評価のところですが、1年相当で約1,074万、8.8%の経費削減効果がございました。また、現契約ではサービス関連調査・提言、セルフモニタリングについても追加されており、次の項目4のとおり、サービスの質向上・改善が実施されております。

それでは、5ページの民間事業者からの改善提案による改善事項をご説明させていただきます。まずは利便性の向上といたしまして、サポート担当者用FAQの充実ということで、サポートデスクに寄せられた問い合わせをFAQ化し、迅速かつ適切な回答を行えるようにして、利用者の利便性を向上させました。また、次のイ、モバイル端末の利活用による業務効率向上環境の整備については、当機構の事業では竣工検査等で大量に紙資料を持ち運ぶ必要がございました。こちらですが、貸与型モバイル端末やBYODを利用したリモートアクセスシステム、「CACHATTO」というシステムを導入しておりますが、こちらの導入支援を行い、改善を行いました。

次にペーパーレス会議の環境整備ということで、会議後に廃棄する紙資料が大量にありましたので、これらを少しでも改善できるように、タブレット端末を導入してペーパーレス会議ができるようになり、業務効率が向上いたしました。

続いて、エ、共用ファイルパスの継続利用については、これまでファイルサーバーを取りかえるたびに、ファイルサーバーにアクセスするファイルパスが変更になっておりましたが、こちらを統一して使えるものに、変更いたしまして、こちらも利便性が向上いたしました。

続いて、次のページに行っていただきまして、セキュリティー対策の強化では、ウイルスチェックの強化ということで、これまで機構のメールゲートウェイではメール対策がされており、メールの入り口では対策をしておりましたが、メールサーバー自身のウイルスチェックはできておりませんでした。ですので、それをすり抜けてきてメールサーバーにたまってしまったメールについてはウイルスチェックができていない状態でしたので、ウイルスチェック機能を導入していただきまして、ウイルスチェックをするようになりましたので、そちらは改善がされました。

続いて、イ、メールアドレス変更による迷惑メール対策については、これまでスパムメールを頻繁に受ける方、対象が208名おり、受信トレイに入らず事前に防げていた分も

含んでおりますが、1カ月で5,500件程度、スパムメールを受けておりました。これではちょっと問題だということで、全職員のメールアドレスの変更を行いました。以降、スパムメールは、先ほどの対象者208名が、変更後は3名、受信で5件と、今かなりスパムメールが減っており、改善されたといった状況となります。

続いて、ウ、ウイルス検知の初動対策の強化につきましては、これまで検知時のアラートメールは4時間ごとに通知されておりましたが、これをリアルタイム検知に変更いたしまして、迅速な初動が可能となりました。

続いて、エ、サーバーセキュリティー対策の高頻度化ということで、これまでサーバーのウィンドウズセキュリティー更新は、業務システムとの絡みもあり年1回としておりましたが、これでは脆弱性をつかれる可能性があるということで、30年度では四半期に1回、31年度は毎月更新するように見直し、脆弱性対策を強化いたしました。

3番、運用の効率化についても、端末の棚卸し効率化やソフトウエアライセンス費用の 削減が行われております。

以上のとおり、多くの改善を実施しております。

それでは、7ページの5、全体的な評価ということで、1、実施期間中に業務改善指示等を受けた事実、法令違反はございませんでした。2、定例打ち合わせにおいてCIO補佐官の意見は聴取しております。3、入札について、7者から応札があり、競争性のほうは確保されておりました。4、サービスの質についても全ての目標を達成しております。5、経費についても約8.8%の経費削減効果がございました。

以上のことから、今後の進め方ということで、本業務は良好な実施結果を得られている ことから、次期業務については終了プロセスへ移行した上で、みずから公共サービスの質 の維持と経費削減を図っていくこととしたい。

以上で説明を終わらせていただきます。

○井熊主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)につきまして、総務省より説明をお願いします。なお、 説明は5分程度でお願いします。

○事務局 本事業に係る評価(案)について、資料A-1に基づいてご説明いたします。 事業の概要につきましては、先ほど鉄道建設・運輸施設整備支援機構から説明がありま したので、詳細は割愛させていただきますけれども、今期の入札においては7者が応札し ておりまして、従来の実施事業者から落札者が変更となっております。評価の結論としま しては、競争性の確保、サービスの質の確保、それから実施経費において経費削減効果が 認められることから、市場化テストを終了することが適当であると考えます。以下、その 根拠について申し上げます。

まず、確保されるべき質については、先ほど機構からご説明があったとおり、全て良好な結果を得られています。また民間事業者からの改善提案も、利便性、セキュリティー対策と幅広い分野で複数見られ、本業務の質の向上に貢献しております。

次いで実施経費については、市場化テスト実施前の従前経費と市場化テスト1期目の実施経費を1年間の換算で比較しますと、マイナス8.8%の経費削減が認められております。

今後の方針でございますけれども、本事業の事業全体を通じての実施状況は、まず事業実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等はなかったこと。また、機構において、実施状況について外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを整えていること。入札に当たって複数者からの応札があったこと、公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していたこと、経費削減においても削減率は8.8%の効果を上げていたことから、本事業については終了が適当であると考えております。市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続等を踏まえた上で、鉄道建設・運輸施設整備支援機構がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○井熊主査 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました事業の 実施状況及び評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。いかが でしょうか。

○関野副主査 過去を知らないので、ちょっとお聞きしますけれども、大変よい結果で、効果が得られたということだと思うんですけれども、平成24年のときと、あと競争入札のときとで事業者さんが、1者が7者、または8者になっていますけど、その増えた効果の最大の原因は何かというのが1つと、あともう一つ、いろいろ改善実施事項を提案によってされていますけど、例えばタブレット端末とか無線LANの環境とかは整えたと思うんですが、その経費を入れても8%ぐらいの節減があったと読んでよろしいんでしょうか。

以上、2点です。

○加藤課長 最初のご質問の、以前が1者応札だったのが今回7者になった効果の原因なんですけれども、やはりいろいろ個別に説明をしたり、説明会をしたりしたわけですが、今まで応札されなかった原因は、やはり機構の本社のこの業務がどういうものかわからないということがあって、今回市場化テストの案件の中で相当、業務をつぶさに、問い合わせの内容、数とか、そういうことをかなりオープンにしたということとか、これまでどういう経費をどういう契約で、その後、設計変更で契約金額がどう変遷したかということがかなりわかっていただいたということと、それと、パブコメだったり意見招請、2回ほどやったわけですが、質問に対しての答え、当然ですけれども、我々も改良すべき点は改良したということで、かなりそのハードルが下がったことで利益が見込まれるということと、そういった業務、必ずしも難しい、困難性が高い業務ではなくて、十分いろいろな会社が担当できるということがわかったから、7者の応札。7者というか、8者だったんですけど入札時は7者ですが、そういうことで、やはり情報公開といいますか、情報の提供、それから中身、それからいろいろな質問、回答、説明会とか、かなりたくさんやったことで、それぞれの事業者さんと、我々の業務を理解していただいたことが、この応札につながったのではないかなと思います。

それから、2つ目のモバイルの形については、今回はサポートデスクという業務の外ですので、計算上は入れていません。当機構、モバイルは2種類ありまして、1つ、「CACHATTO」というのは、実は私も入れているんですけれども、自分のスマホに入れていまして、ですから1人当たり年間1万円ぐらいですかね。ですから計算には入れてございません。それは別ということでやってございます。

以上でございます。

- ○井熊主査 よろしいですか。
- ○関野副主査 はい。ありがとうございます。
- ○井熊主査 ほか、いかがですか。よろしいですか。

何か画期的な仕様変更というよりも、民間事業者の理解を得るためにいろいろ手を尽く されたと、丁寧に説明をしたことの成果であるということで、落札率とか、あとは参加者 とか、それを含めても非常に立派な成果かなというふうに思います。

ほかに意見なければ、これまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から何かご ざいますか。

- ○事務局 ございません。
- ○井熊主査 はい。それでは、これで審議を終了させていただきまして、ご提案ありましたように、本事業につきましては終了する方向で監理委員会に報告をしていただくようにお願いしたいと思います。今後も民間とのコミュニケーションをとりながら、一層の成果を図っていただければというふうに思います。どうもありがとうございました。
- ○加藤課長 どうもありがとうございました。

((独法) 鉄道建設·運輸施設整備支援機構退室)

(総務省入室)

- ○井熊主査 では続きまして、政府認証基盤の運用・保守の請負の実施状況につきまして、 総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室小高室長よりご説明をお願 いしたいと思います。なお、説明は10程度でお願いいたします。
- ○小高室長 今ご紹介にあずかりました総務省で政府認証基盤の運営責任者をしております情報システム管理室の小高です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは早速、資料に従いまして状況についてご説明させていただきます。

1ページでございます。まず、事業の概要のところに書いていますように、この政府認証基盤運用・保守の請負につきましては、競争の導入による公共サービス改革の法律に基づく民間競争入札を24年度に初めてやりまして、今回は2回目、28年度からの2期目を実施しているところでございます。

政府認証基盤の業務内容が下に書いてございますけれども、アとイに分かれています。まず政府認証基盤の認証業務及び運用業務という形で、大きく分けて認証局が2つございます。ブリッジ認証局、これは何かというと、この資料の後ろのほうを見ていただければわかると思うんですけれど、資料B-2、非公表となっていますところを見ていただくとわかりやすく図示されておりますが、いわゆる申請側の、国民等申請者の電子証明書を発行する認証局と、国側あるいは地方公共団体等の認証局との橋渡し、つなぎ渡しをするところをブリッジ認証局と言っております。これがいわゆる相互運用性証明書でつながっておりまして、橋渡しをしている認証局でございます。これの相互認証、審査の支援とか運用状況の確認等をやっております。また、その右側に政府共用認証局というところがございますけれども、この認証局は各府省の大臣とかの官印の電子証明書を発行する認証局です。あくまでも審査は各府省、どの大臣、どの職名で出すかについての審査は各省で行いまして、各府省が審査を終わったものを政府共用認証局で発行するという認証局でござい

ます。これにつきましては、官職証明書、大臣等の公印につきましては、あるいは利用者 証明書につきましては、ここに書いていますように I Cカードに格納して配送してござい ます。

それと、イとしまして、ブリッジ認証局、政府共用認証局を構築するシステムがございますので、ここのシステムの機器等の稼働監視とか障害発生時の対応、セキュリティー対策とかということをやっております。24時間365日でございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。今回の契約期間は、(2)に書いてありますように29年3月1日から33年2月28日までの4年間を予定しております。委託事業者、受託事業者ですけれど、コンソーシアムというものを形成しておりまして、参加企業としましては一般社団法人行政情報システム研究所、日立製作所、セコムトラストシステムズ株式会社となっております。

今回の実施状況の評価期間でございますけど、契約開始の29年3月1日から、この3月31日までとなっております。

受託事業者決定の経緯でございますけれど、これはコンソーシアムからいただいた提案 書を審査いたしまして、間違いないことを確認して、評価項目の要求要件を全て満たして いることを確認しております。

2番目で、サービスの質の達成状況と評価を3ページの表にまとめてございます。5項目挙げております。

まず業務の内容につきましては、実施要項の2の(1)のウで、保守業務を適切に実施することと書かれておりまして、これにつきましては毎月、月次報告会で報告を聞くとともに、確認しております。また、認証局という業務上の性格から外部監査人によるCP/CPS、認証局の運営規程ですが、これに基づいて業務を実施しているかどうかを外部監査人が全て確認しております。それで、我々及び外部監査人によって、重大な問題が発生していないことを全て確認しております。

各提供サービスの稼働率は信頼性要件として目標値を99.99%以上としておりますが、実際の稼働率は100%となっております。また、障害件数、障害復旧時間ですけれど、サービス停止を伴う障害は発生していないため、障害復旧時間も特にございません。確保されております。また、応答時間につきましては全て1.0秒以内で、完全にサービスの質を満たしております。

めくっていただきまして、次に実施経費の状況でございますけれど、落札した税抜きの

金額が4年間で29億1,500万、年間にすると7億2,875万円でございます。ただ、これは事務局のほうから、24年度の、最初の市場化テスト前の経費と、増えている業務は外してほしいという話がありましたので、それを金額補正しますと全体で26億5,580万円、年間にしますと6億6,395万円となります。これを市場化テスト実施前の経費、年間の経費と比較しますと、ここに書いてありますように約1億1,700万の減額、削減効果があった。削減率としては15.1%となっております。そこに書いてあるのが評価のところです。今言ったところが評価に書いてございます。

それと、4番、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございますが、やはり市場化テストをやっていることで、提案事業者、今回も1者なんですけれど、質も変わってきまして、通常こういうような業務というのは、ちゃんとやればいいだろうという感じだったんですが、ではなくて、利用者に向けたいろいろな、きめ細かな提案とかというのも上がるようになってきました。主なものはこういうことでございます。

まず、これは自分たちが効率化するために、下の1ポツですけれど、作業漏れ、作業ミスを防止する観点から、手順書と記録票というのを必ずつけなければいけないことになっているんですが、これをチェックリスト化することによって、ちゃんとできていることが管理者がチェックできるようにしたという形で、少し経費の合理化も図っているみたいでございます。また、利用者視点という観点から、ヘルプデスク対応において、マニュアルではLRA担当者、各府省の、26あるLRAの登録局の窓口しか電話受付はしなくていいよということになっているんですけれど、そうではなくて、より迅速に解決するために、何かトラブルがあったときに直接、申請者や、あるいはベンダーさんとも場合によってはやらせてくださいという提案がありましたので、対応が迅速化されているということが利用者サービスにつながっているのではないかと考えておるところでございます。また、サーバー証明書や官職証明書の誤発行、誤送付というのがたまにあったんですけれど、もうないようにするために、サイトの実在性確認やチェックリストによる確認、「個人情報保護対策のチェックリスト」を参考にして徹底しますという提案がありましたので、29年からはミスが1件も起きておりません。

5番で全体的な評価でございますけれど、ここに書いてありますように、特に大きな問題は発生しておりません。なお、事業全体を通した実施状況は5個書いてございます。①は、法令違反等行為はございませんでした。②、外部の有識者のチェックというのは、技術審査会を設置して、総務省のCIO補佐官、政府CIO補佐官で総務省に来ている方に

も見ていただいております。ただ③で、残念ながら本調達は、頑張ったんですけれど、1 者応札でございました。達成目標については、質に関しては先ほど2番でご説明しました ように、目標を達成しております。⑤番の経費につきましても、15.1%の削減効果が見 られるところでございます。

6番、今後の事業ですけれど、24年度に初めてやったんですが、そのときも1者応札だった。それで2回目で審議いただいたときに、もう少しほかのやり方がないのかということで、仕様書の内容の詳細化とか、認証業務をやっている民間認証局、相互認証している認証局を全て個別に呼んで説明会を行って、競争参加を、提案が上がるようにしたんですけど、結果的に応札者は1者でございました。ただ、ここに書いてございます「一方」のところからでございますが、事業の請負実績として、稼働率は100%、またシステムの重大な障害もなく、削減効果もあったことから、総合的に判断すると良好な実施結果とさせていただいております。

それで、今度、ほんとうですと2021年3月ですので、再来年3月から始まる予定だったんですけれど、別途、総務省のほうでいろいろ検討会、いわゆる認証にかかわる変化がちょっと出てきていまして、それが一番最後のページの(注)に書いてあるところでございますが、平成30年10月から、総務省が主催するプラットフォームサービスに関する研究会というのが今開催されておりまして、私どもも出席しておりますけど、その中で、トラストサービス、プラットフォームというのはGAFAで代表される、グーグルとかアップルとかですね。これのプラットフォームサービスなんですけど、この研究会でタイムスタンプとかリモート署名というトラストサービスに関して積極的な議論がされていて、これをもしかしたら取り入れざるを得ない状況になるかもしれないということがありまして、ちょっと今更改しても、大幅に更改するのは、この中間報告、今年の8月、あと何カ月後かになりますけれど、ここを踏まえて更改したほうがいいのではないかということで、若干、今の契約を11カ月程度延ばさせていただくことを考えております。

それで11カ月延ばすんですけど、6ページの上のほうに書いてありますが、これは同じ内容を11カ月延長することになるので、ここで競争性を高めるのはなかなか、多分、入札しても難しいので、できればこのまま市場化テストは行わない。行うことは適当ではないけれど、ただ、このトラストサービスがどうなるかということにもよりますけれど、大幅な変更になった場合はGPKIの運用そのものを変えなくてはいけない可能性が出てきますので、この更改を延長して、2022年2月から予定している次期の運用・保守契

約、システム更改後の運用・保守契約については現在、また民間競争、この審議を受けさせていただければと考えているところでございます。

なお、では今の段階で、今までこれでやってきて、もう無理なんじゃないのと言われるかもしれませんけど、まだやっていないことがあるのではないかと考えているところでございまして、例えば今までですと個別に認証局を呼んで、より丁寧に説明してきたわけなんですけれど、それでもまだ、多分ブリッジの相互認証の証明というのは日本でここしかないものですから、なかなか理解が得られないということもあるので、セキュリティーに留意しつつ、現場説明会というのはできませんので、ほんとうにシミュレーションみたいな形で、仮にこういう認証局から相互認証が上がってきたときはこうやるよという形で、シミュレーションみたいな形のデモンストレーションを交えて説明して、もう一度、丁寧にご説明して、次の入札のときにはやらせていただきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますけど、以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価につきまして総務省より説明をお願いします。なお、説明は 5分程度でお願いします。

○事務局 本事業に係る評価(案)について、資料B-1に基づいてご説明いたします。 事業の概要につきましては、先ほど総務省から説明がありましたので詳細は割愛させて いただきますけれども、今期の入札におきましては1者入札でございまして、落札者は、 その前の入札と同じく一般社団法人行政情報システム研究所等を含んだコンソーシアムで ございました。

評価の結論としましては、サービスの質の確保、それから実施経費において効果は認められますけれども、1者応札でありまして、競争性の確保に課題が見られることから、市場化テストを継続することが適当であると考えます。ただ、先ほど総務省からも説明がありましたけれども、政府認証基盤システムの更改が予定されていることから、更改時期に合わせ抜本的に業務内容等を見直した上で、次々期事業から民間競争入札を実施するべきと考えます。以下、その根拠について申し上げます。

まず、確保されるべき質については、サービスの稼働率等は測定指標を上回るといった ように、いずれもサービスの質が確保されており、良好な結果を得られております。また 民間事業者からの改善提案により、作業漏れや作業ミスを防止する観点からの質の向上に 関する提案等が行われ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が質の向上に貢献しております。次いで実施経費につきましても、1年間の換算で比較しますと、市場化テスト前と比較して15.1%の経費削減効果が認められております。

今後の方針でございますけれども、本事業の実施状況は、まず実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等はなかったこと。また、総務省において、実施状況について外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えていること。また、入札に当たって、1者からの応札であり、競争性が確保されていないこと。対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していたこと、経費削減効果が見られたことから、冒頭に申し上げましたとおり、本事業については、競争性の確保について課題が認められますため、次のシステムの更改時期に合わせ内容を抜本的に見直した上で、令和4年2月から開始される次々期の事業において、引き続き民間競争入札を実施することとしたいと考えております。

説明は以上です。

- ○井熊主査 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明の内容につきまして、 ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。
- ○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。なかなか複数者が入るのが難しそうな感じではあるんですけれども、今回実際にいろいろ取り組みをされて、さらに次、1回ちょっと終わりにしますが、その次ということで、いろいろなデモンストレーションをしたりするというようなことを計画されているようですが、このタイミングでシステムの更改があるということですので、いわゆる保守をする、保守というか、今回、運用・保守をやるに当たって、どういうふうにつくれば保守とか運用がしやすくなるかという観点から、システム側のつくり込みみたいなことも少し考えられたらいいのかなと。

なかなか単に、これは一点物ですし、なかなか専門性の高い業務なので、結構やはり知識とか経験がないとできない分野だと思うんですね。そういう意味では、なかなかそういう人材を集めるのも難しい。そういう意味では、使い勝手が、少し専門的になっている部分というのも想定されるわけですが、システム側でそういうところを少し考慮してあげて、例えばデモンストレーションをするとか、見せて、こういうふうにやるんですよというのを見たときに、比較的受け入れられやすい、わかりやすいようなものにしておくと、もしかすると、それだったら応札してもいいかなという事業者が出てくるかもしれないので、そこら辺も含めて少し検討していただければなというふうに思います。

○小高室長 はい。それも含めて検討していきたいと思います。実際に、ただ相互認証は審査される側として、認証局は受けているので、あと審査するときにどういうことをやっているかというポイントを中心に、わかりやすく説明していきたいと思っています。また、システムのつくり込みにつきましても、多分前回ですか、議事録を見ていたとき、大山先生からあったと思うんですけど、何かあったときに責任問題になって、民間では責任がとり切れないんじゃないかということもあるので、例えば最近も証明書、結構オンライン件数が増えてきていまして、当初は222万件予定していたんですけど、最近はもう5倍以上の1,000万件になっているんですね、証明書検証件数が。また、デジタルファースト法案でどんどん増えてきますので、最近もあったんですけど、何が一番怖いかというと、ブリッジで相互認証していますので、民間認証局がとまったときに、CRLがとりにいけなくなったときどうするかという話。そこで検証がエラーになってしまいますので、それを防ぐための手段を。今は、もしとれなかったら、1時間前にキャッシュしたのをとっているから、それを使ってくださいにしているんですけど、さらにもう少しできないかということを考えていきたいと思っています、システムのつくり込みに当たっては。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

○大山専門委員 ご説明ありがとうございました。日本の中に1つしかない機能なので、なかなか競争性を上げるといっても難しいのかなと思いますが、ただ、そもそもの話としては、経費の削減と、それから安定稼働という2つの重要な点があると思うので、経費の削減については、やはり無駄の排除というところをやってみるしか、それを見る必要があって、コンピューターシステムの場合、特殊な装置でなければ、この場合そんな特殊なものはないと思うんですけど、そういう意味では普通は費用が下がっていく。ハードウエアは下がるし、あとソフトウエアの部分をどうするかというところは出てきますけれども、全体のそのコストというのをいわゆるライフサイクルで見ていただいて、できるだけ下げるような仕掛けがどこにあるかというのを、発注側としてはぜひそこを早目に。経験を持っているであろう、一番知っているのは、この中では企業は言いづらいだろうから、行政情報システム研究所が一番わかっているのではないかと思うので、そこからしっかりヒアリングして、経費削減に努めていただければと。そうすれば、このやる意味というのは同じように出てくるのではないかなと思いますので、期待しますので、よろしくお願いいたします。

○小高室長はいい。ありがとうございます。経費削減には引き続き努めてまいりたいと思

います。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

私からちょっと教えてほしいんですけれども、行政情報システム研究所というものが、 現段階のシステムの構築と運用、それからあと、これからのシステムの更改に向けて、ど ういうような役割を担ってきた、担っていくかということをご説明いただけないですか。 〇小高室長 まず、これも前回も多分、井熊主査のほうから言われたんだと思うんですけ れど、つくったときは行政情報システム研究所が中心となってコンソーシアムを組んで、 日本で初めてのものですから、つくったブリッジ、相互運用性仕様書とか、そういうもの をつくって、つくったシステムでございます。

それで、今後のかかわりは、やはり今までの経験を、一緒に運用していますので、それを利用して、考慮して、よりやりやすいシステム、より効率的なシステムを考えていくと思っております。

- ○井熊主査 ここの研究所が中心になってということですか。
- ○小高室長 そうですね、はい。
- ○井熊主査 なるほど。そうすると、これからの方向というのは、私は2つあるかなと思うんですけど、1つは、総務省側で、これからのシステム更改のいろんな仕様とか、そういうことを検討するのではなくて、やはりここの研究所が中心になって検討していくということですか。
- ○小高室長 いや、総務省です、中心は。仕様は総務省です。ただ、システム、つくり込みのところまでは、こうしてほしいというのは総務省が全部、仕様を決めます。例えば先ほど出た、ほんとうに認証件数がこれだけ増えてきているというようなあれで、どういうふうにしたら防げるかとか、そういう手段はうちのほうで検討しております。
- 〇井熊主査 世の中、日本に1つしかないシステムに関して、それで競争性を上げていこうと思ったら、総務省のほうで仕様の作成とか、民間側から上がってくる提案書のチェックの能力というのをかなりしっかり確保しないと、多分、競争性は、私は維持できないんじゃないかなと思うんです。ですから今後のシステム更改に当たって、そこまで総務省がしっかりとやって、競争性を確保していくのか、あるいは、現状のようなコンソーシアムを甘受して、そこにある程度委ねてやっていくのかという、どっちが悪いというのではなくて、両方とも選択肢があるなと。いずれにしても、おのおのの場合にどのように透明性を確保していくのかというところをやはり考えていく必要があるのかなというふうに思い

ますので。

○小高室長 はい。あと、総務省の職員と言いましたけれど、職員が全てできるわけではないので、もうこれは予算要求の段階から総務省CIO補佐官に入っていただいて、1年以上にわたりいろいろ検討しております。1カ月に一遍ぐらい、1年以上にわたり相談して、それも、仕様もこうしたほうがいいんじゃないか、いわゆる政府CIO補佐官ですね。認証に詳しい方がいらっしゃいますので、マイナンバーのシステムをつくった人たちもいるので、その人たちの意見を聞きながら、こうしたほうがいいんじゃないかという形で組み込んで、仕様はその中で職員とCIO補佐官が中心になってつくっております。

○井熊主査 はい、わかりました。

ほか、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

では、なければ、本事業の評価(案)に関する審議はこれまでとさせていただきます。 事務局から何か確認すべき事項はありますでしょうか。

- ○事務局 ございません。
- 〇井熊主査 はい。それでは、事務局におかれましては、本審議を踏まえまして、本事業 につきましては継続という方向で監理委員会に報告するようにお願いしたいと思います。

では、本案件に関する議論は以上にしたいと思います。どうもありがとうございました。

○小高室長 どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(総務省退室)

(総務省入室)

- ○井熊主査 では続きまして、電子政府利用支援センターの運用等の請負の実施状況につきまして、総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室大西調査官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。
- ○大西調査官 行政管理局でございます。お世話になっております。

本件については、昨年度からご審議いただいているところではありますが、改めて振り返りということで、お手元に参考資料としてつけてございますが、e-Govの概要について簡単にご説明をさせていただきます。

e-Govについては、平成13年度から運用しておりまして、主に3つ機能がございます。1つは国民へ広く情報を提供するものです。例えば、法令データや行政手続の情報などを提供しております。2つ目は、オンラインで手続の申請が行える窓口を提供しております。厚労省の手続が非常に多く、また最近、急に利用件数伸びております。これは各

省がオンラインの周知や利活用促進をやっていただいておりますので、その効果もあって、一昨年度の年間申請件数が約800万件であったところ、今年度は約1,100万件ということで、ここ数年、毎年概ね1.4倍ぐらいペースで申請件数が伸びてきておるところでございます。三つ目の機能としては、意見要望やパブコメなどを一括して受け付ける機能も提供しております。

今回ご審議いただきますのは、電子政府利用支援センターということでございまして、 資料の一番下に記載してございますが、e-Govの利用に伴いまして、さまざまな問い 合わせがございますが、これに対応するためのものとなります。問合せで特に多いのは、 最近、電子申請関係が急激に伸びていると申し上げましたけれども、その関係の問い合わ せが、電子申請の利用が増えるに伴って増えてきているということでございます。この調 達に関して、昨年も審議いただいていたところですが、今回継続でご審議いただくという ことになります。

詳しくは担当の補佐のほうからご説明をします。

○佐藤課長補佐 そうしましたら、私のほうから、資料3に基づきまして電子政府利用支援センターの運用等の実施状況についてご説明させていただきます。

まず事業の概要でございますけれども、先ほど申し上げましたとおりe-Govに関する国民からの問い合わせに対する対応業務でございまして、契約期間は30年6月18日から令和2年03月31日まで01年9カ月、受託事業者はエヌ・ティ・ディ・データでございます。

実施状況の評価期間につきましては、契約期間の前半部分につきましては準備期間ということで、実際に問い合わせ業務を開始します30年10月1日から31年3月31日までの6カ月としてございます。

続きまして、受託事業者決定の経緯につきまして、特に前回の調達から今回の調達までの間に、どのような工夫してきたかということをご説明させていただきたいと思っておりますので、資料C-3をごらんいただけますでしょうか。

資料C-3の右側に前回調達からの主な変更点を記載してございますが、まず1つ目としまして、事業者にヒアリングした際に、やはり昨今の人手不足もございまして、日曜や祝日の人材の確保が難しいという声を聞きましたので、それを踏まえまして、通常期、8月から3月でございますけれども、その日曜日及び年末年始、こちらについて問い合わせ業務の対象外とさせていただきました。

続きまして、これは前回の本委員会において先生方からご指摘いただいた事項でございますけれども、マネージャやスーパーバイザーに求める要件がちょっと厳しいのではないかというようなご指摘をいただきまして、それを踏まえまして、行政分野、公共サービス分野における業務実績を要件から外させていただいたところでございます。これにより要員の確保が容易になったのではないかと考えているところでございます。

3点目でございますけれども、こちらもヒアリングの際に事業者からコメントがあった ものでございますが、やはりできる限り準備期間、引き継ぎ期間を長く確保してほしいと、 こういった要望がございました。それを受けまして、従前は準備期間が2カ月程度でござ いましたが、今回約3カ月半確保させていただいたところでございます。

これら3つに加え、入札提案書に求める必須項目のボリュームを簡素化したりであるとか、利用実績の低いファクスによる受け付けを取りやめるなど、競争性を高めるための変更させていただいたところでございます。

以上が主な変更点でございまして、今回調達を行いましたところ、結果として2者から 入札の申し出があったところでございまして、その応札に関して総合評価落札方式で審査 し、受注事業者を決定したところでございます。

続きまして、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございますけれども、評価事項として、業務の内容や情報セキュリティー上の重大障害件数、応答率等といろいろございますが、基本的には目標を満たしており、問題ないというふうに考えてはいるのですが、今回特殊事情がございまして、応答率及びメール平均回答時間については、一部サービスレベルの目標を達成できていない月がございます。現在は要員の追加等によりサービスレベルを回復してきておりますが、何が起こったかということを簡単にご紹介させていただきたいと思っておりますので、参考資料の裏面をごらんいただきたいと思います。電子申請クライアント環境の大規模変更についてという資料をごらんいただけますでしょうか。

これまで e-G o v の電子申請では、基本的には利用者はInternet Explorer等のブラウザで e-G o v のウェブサイトにアクセスし、その画面上で、例えば、氏名や会社名など、様式に必要なデータを入力し、加えて、申請データを送付する際には電子署名の付与等を行うこととしていたところでございます。紙の申請で言えば判子を押すような行為に相当します。この仕組みを実現するために、米国オラクル社が提供するJavaプラグインという技術を利用していたところでございますが、2017年9月に同社から、その技術のサポ

ートを終了するというような案内が出されたところでございます。

これを受け、我々の方では、従来の電子申請の仕組みを変更しなければいけないということで、新たに電子申請のアプリケーションの開発を行いまして、これを2018年11月から利用者端末に導入していただくような形で方式変更を行ったところでございます。この変更が、利用者の端末にアプリケーションを導入していただく方式ということもあって、利用者側の端末で制限がかかっているような場合や、環境の設定方法などによってエラーが発生してしまうという事態が発生いたしました。これに伴い、電子政府利用支援センターに寄せられる問い合わせの件数も増加してしまったということでございます。

特に、単に問い合わせの件数が増加するだけではなくて、利用者側の環境の設定等をいるいろ調べる必要や、通信履歴やログ等を利用者から入手する必要もございましたので、一件一件の問い合わせにかかる時間や労力が非常に大きくなってしまったということでございます。加えて、利用者側の情報リテラシーによっては、説明に時間が更に必要となるケース等もございまして、増加した問合せの件数以上に、応答率ですとかメール平均回答時間に影響を及ぼしたというところでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、事業者のほうでは要員の人数を増やす等の対応を行い、サービスレベルの回復に努めた結果、現状は回復してきているというような状況でございます。

続きましては、資料3の3番の実施経費の状況及び評価についてご説明させていただきます。今回1年半の期間の契約でございますけれども、30年度は約4,000万弱で、31年度は9,000万強の契約金額となっております。こちらは、市場化テスト実施前の費用、平成24年度の費用が1億4,200万ということでございますので、これと比べますと年間で約5,000万強改善できているということで、36%の経費削減を達成している状況でございます。

続きまして、資料3の4番目でございますが、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等ということで、ここは3点掲載させていただいてございます。1つ目は、FAQの更新ということで、同種の質問が増えてきたときには、質問内容と回答をあわせてホームページ上に掲載することによって問い合わせ件数を減らしたりであるとか、2つ目はIVR、これは自動音声ガイダンスでございますけれども、機械的に問い合わせの内容を振り分けて、それ以外にもサイト上の案内ページを参照したり、そういったような案内をすることで問い合わせ件数の減を図ったり、これは先ほど申し上げましたけれども、一時的な対応要員の増員ということで、今回の問い合わせ件数の増加に対応していただいたとい

うようなところでございます。

資料3の5番目が全体的な評価についてでございますけれども、まず①としまして、今回実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等の行為はございませんでした。②としまして、競争性に関しましては、今回、前回の本委員会からいただいた御指摘を反映するなどして、複数者による応札が実現できたところでございます。③のサービスの質については、問い合わせ件数が増加する中、先ほど申し上げましたように一時的に満たしていない項目もございましたけれども、特殊事情を勘案すれば、我々としては問題ないと考えており、現在はサービスレベルの目標も達成している状況でございます。④は費用の関係でございますけれども、年間で約5,000万強の削減を達成してございまして、一定の効果を上げたのではないかと考えてございます。最後、⑤でございますけれども、既にCIO補佐官など外部有識者による評価体制を我々のほうでも備えてございまして、実施状況についても事業評価のチェックを受けることとしてございます。

これらを踏まえまして、資料3の6番目、今後の事業についてでございますけれども、本事業につきましては、今回の市場化テストにおいて十分な成果が得られたのではないかと考えており、終了する基準を満たしておりますので、今後の事業に当たっては市場化テストを終了することとさせていただきたいと考えてございます。また、市場化テスト終了後においても、こちら総務省の責任において、引き続きCIO補佐官等とも相談しながら、公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)につきまして事務局よりご説明をお願いします。なお、 説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは事務局から、電子政府利用支援センターの運用等の請負の評価についてご説明いたします。

まず、資料C-1をごらんください。 1ページ目のI、事業概要等につきましては、先ほど実施府省から説明がございましたので省略させていただきます。

Ⅲの評価に参りまして、事業の評価ですが、終了プロセスに移行することが適当であると評価いたしました。その評価の方法は、実施府省から提出された平成30年10月から

平成31年3月までの実施状況の報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費、競争性の3つの観点から評価を行いました。

まず1点目のサービスの質の確保について、2ページ目をごらんください。応答率及びメール平均回答時間につきまして目標を達成していない期間がございますが、それ以外の項目は全ての月で目標を達成しております。平成30年11月に電子申請クライアント環境の大規模変更を行った影響により、一部の利用者において端末やネットワーク環境に起因するエラーが発生し、問い合わせ1件に対して1往復で終わらないケースが急増しました。それにより、応答率及びメール平均回答時間において目標水準を達成できなかった期間がありましたが、想定を超える問い合わせ対応に事前の対応は困難であったと考えられます。また民間事業者の提案により対応要員を増員する等、適切な対応を行い、目標水準まで引き上げていることからも、サービスの質は確保されたと評価いたします。

3ページ目の民間事業者からの改善提案でございますが、FAQの更新や自動音声ガイダンスの追加により、業務の効率化及びサービスの質の向上につながりました。

2つ目の観点の実施経費につきましては、従前に比べまして年間で5,131万円、約3 6%の削減効果があったと評価いたしました。

4ページ目に参りまして、(4)選定の際の課題に対する改善をごらんください。1者応 札が課題となっていたところ、監理委員会からの指摘及びヒアリングの意見を受けてさま ざまな改善策を講じた結果、複数応札が実現いたしました。

以上から、評価のまとめといたしまして、確保されるべき質については、応答率及びメール平均回答時間が達成できなかった期間があったものの、事前の対策は困難であったこと、また民間事業者の提案により対応要員を増員する等、適切な対応を行い、目標水準まで引き上げていることから、確保されるべきサービスの質は達成されたと評価いたします。実施経費につきましては、市場化テスト前と比較して約36%の削減効果があったと評価いたします。また競争性についても、ヒアリングを通じて的確な対策を講じ、2者応札となり、競争性の改善が実現したことは高く評価できます。なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もありませんでした。また今後は、CIO補佐官等の外部有識者で構成される技術審査会において事業実施状況のチェックを受けることが予定されています。

以上を踏まえまして、5ページ目の(6)今後の方針でございます。本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針II.1.(1)の基準を

満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると評価いたしました。市場化テスト終了後におきましても、引き続き実施府省みずから公共サービスの質の維持向上とコストの削減を図っていくことを求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意 見、ご質問のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。

○大山専門委員 外的な要因で問い合わせ件数が増えたというのは、その理由がわかったので、まあこれはつらいところですねとは思うんですが、ただ、質問したいことがあって、それはSLAでディスインセンティブか何かを与える話が入っていたかどうかで、もし入っていると、多分免責条項か何かのほうに入ってくると。裏返して言うと、これが事実としてこういうことが起きて、受託者は結構大変だったんじゃないかという気もするんですね。それは、もしそういうことを除外──除外の仕方がどこまであるかわかりませんが、競争性から見ると二の足を踏む人が増えるだろうということもあり得るので、その点について1つ質問をしたいと思います。今の件はある意味いいレッスンかなという気もしないでもないんだけど、そういうことですね。

それから2つ目は、e-Govの利用が増えてきたと、いいことで、非常によかったと思うんですが、前から言っているとおり、年金で使うのが増えているということですけど、年金のほうは、何しろ紙で来ると全部入力し直していて、それによって、入力されたCD-ROMあるいはDVDが返ってきて、それから一斉に処理をかけるために、コンピューターのパワーをそこで一気に使うという、非常にまずい、要はCPUパワーのピークがそこへ行ってしまうと。これがもし電子的に入力されると、間違いは、入力ミスはもうないし、それから、そのまま走らせられる。そのままとめずに、タイム使わずに処理を随時やってしまうという方法もできて、そうするとCPUパワーが下がる可能性を持っているんですよね。

というようなことを考えると、これは、年金の例を今言ったんだけど、全国あるいは全ての省の中を考えると、いろんなところにそういうのがひょっとしてあるんじゃないかという気もしないでもなくて、これを解消するにはe-Govの利用率を上げるというのがむちゃくちゃ大事なことになると思うんです。

その意味で、ぜひそういう観点もあるということをご理解いただいた上で、e-Gov をより使いやすくしていただくような方向に、特に安定稼働と経費の削減という2つの面 を頑張っていただきたいなと思うんですがという、後のほうはお願いです。 最初のほうはどうですか。

○佐藤課長補佐 最初のご指摘の点でございますが現在の仕様書の中では、特にそのような免責事項等は置いておりませんで、基本的には、こういった問い合わせ件数が増える事象は考えられるけれども、SLAの目標を達成できるよう柔軟に対応するよう仕様書上、記載してございます。しかしやはり、今回の事象のような特殊な事例も教訓として、柔軟な対応でも抑え切れないような事象については、次回以降、調達する際等に、免責とする事も含めて対応を検討させていただきたいと思います。

〇大山専門委員 はい。

○大西調査官 後段の先生のお話については、先ほどは説明を省略させていただきましたが、申請件数の急増について、特にAPIによる申請が急激に伸びておりまして、月によっては、申請件数のうち約7割がAPI申請になっている状況です。そこで、我々としてもAPIの開発をするソフトウェアベンダーが開発しやすいようなAPIを提供すべきということで、APIの仕様を固める際に、実際にエンジニアに参画いただく検討の場を設け、一緒に作っていくという試みを実施しております。そういうことをやることによって、利用がさらに伸びていくのではないかと思っておりますし、また、先生ご承知だと思いますけれども、大規模事業者については、今度、電子申請が義務化される予定となっておりまして。

○大山専門委員 義務化だよね。

- 〇大西調査官 はい。e-Govを通じて電子申請がされるようになると考えておりますので、そのあたりも含め、今後e-Govの利用がどんどん伸びていくことになるだろうと思っております。
- ○井熊主査 ほか、いかがですか。
- ○小尾専門委員 今の大山先生と同じような話なんですが、先ほどあったように外的要因で今回目標を達成できなかったという部分については、この情報がほかの事業者に、漏れるということではないですね、これがわかると、次期のときに、やはり入札を見送る事業者が出てくる可能性があると。そういう意味では、仕様書にほんとうにどこまで書けるかというのはわからないんですが、例えば今回みたいに、総務省側は想定する業務量はこのくらいですよと、その業務量の、例えば50%とか100%を超えるような状況になった場合には契約変更等も含めて何か検討するようなことが書ければ、入札する側としても少

し安心して入札できるかなと思いますので、難しいかもしれないですけれども、そこら辺 も少し検討していただければなと思います。

- ○佐藤課長補佐 わかりました。確かにおっしゃるとおりかと思いますので、ご指摘踏ま えて、次回調達までに検討させていただきたいと思います。
- ○井熊主査 ほか、いかがですか。
- ○関野副主査 初めて聞くので質問しますけれども、競争入札前からずっと事業者は同じですよね。エヌ・ティ・ティ・データで、今回入札したら計算上36%削減されたということですけど、同じ事業者がやっていて競争入札にしたら36%減ったというのは、先ほどのお話のとおり、ユーザーというか国民側のほうが熟知してきたというか、なれてきたということなのか、何か原因があるのでしょうか。
- ○佐藤課長補佐 経費が減っていることにつきましては、基本的に、問い合わせ件数自体は、電子申請の利用増に伴って右肩上がりで伸びておりますので、国民側が熟知してきているというよりは、受注事業者側の業務効率化や、祝日・日曜日の問合せ受付の停止などの、工夫により費用を抑えている状況でございます。
- ○関野副主査 やっぱりそれは曜日の、人を配置する費用を少なくしたということが第一 の原因だと。
- ○佐藤課長補佐 ご理解のとおりです。加えて、オペレーターも、長く業務経験を積んでいる方が多いので、教育に関する費用がかからなくなっているとか、問い合わせに対しても効率的に回答できる等、ノウハウが蓄積されてきたことも大きな要因と考えております。 ○関野副主査 ということは、また今後、競争入札をかけるとか、一般競争入札かけて、エヌ・ティ・ディ・データ以外の事業者が請け負うと、若干金額が上がってしまうということがあり得る。
- ○佐藤課長補佐 新しい事業者ですと、教育や設備等の初期投資コストは発生すると思いますが、一方で、e-Gov自体が来年の9月末でリニューアルする形になりますので、その際に操作方法等についても一新されることになると思います。そのタイミングでは新しく参入するハードルが下がりますため、新規参入が増えるのではと期待しているところでございます。
- ○関野副主査 ありがとうございました。
- ○大西調査官 今の e − G o v のユーザーインターフェースは改善点も多いと自覚しております。今度の刷新のときには、ユーザーがあまり操作に迷わないようなインターフェー

スを作ろうと考えていまして、操作がわからないという問い合わせの件数自体も減るのか なというふうには思っております。

- ○井熊主査 これは免責事項には入っていなかったけれども、入札の段階で提示していない事象が起こったから受注者の責には問えないという考え方で私もいいとは思うんですけれども、このオラクルの提供終了が発表された時期というのが、これから次のシステムが入る時期というのが、現在の事業の開始の時期と微妙に重なっていますよね。このときに事業者に対する情報提供というのは、どういう形で行われていたんですか。この17年9月に提供終了が発表されていまして、新しいシステムが入ったのが18年11月ですよね。それで業務の開始が30年の10月で、入札公告はその前に行われているから、入札公告から業務の開始あたりで、このシステム変更が起こっていますよね。ですので、その辺のことの事業者に対する情報提供の状況というのは、どういう感じだったんですか。
- ○佐藤課長補佐 我々としても、この調達を実施する段階で、オラクル社による保守サービス提供が終了し、かつ、その問い合わせが増えるだろうという想定はございましたので、仕様書の中に、こうした方式変更が発生するため、問い合わせ件数が増える可能性があるということは記載させていただいておりました。ただ一方で、やはり我々が想定する以上の問い合わせ件数の増と、かつ1件当たりの対応時間の増加ということがございましたので、想定外であったと判断させていただいております。
- ○井熊主査 だから状況の変更は、こういうシステム変更が行われる可能性があるという ことは書かれていたわけですね。
- ○佐藤課長補佐 はい、そうです。仕様書上、明記してございます。
- ○井熊主査 その場合の、システム変更が行われたことによる影響の責任は誰が持つかということは、何も書かれていなかったということなんですか。
- ○佐藤課長補佐 基本的には、問い合わせ件数の増等が発生する可能性があるので、SLAの目標を達成できるよう柔軟に対応する事を求めている仕様書になっていたところでございます。ただ一方で、それにも限度があるのかなと思っておりまして、ここまで増えるとは我々も思っておりませんでしたし、事業者側も思っていなかったというような部分でございます。
- ○井熊主査 だから柔軟に対応するという限度を超えていたと。
- ○佐藤課長補佐 そうです、おっしゃるとおりです。
- ○井熊主査 ということで、今回の一定期間目標達成が行われなかったことに関しては、

事業者の責としては求めないということですよね。

- ○佐藤課長補佐 はい、そうです。そのように考えております。
- ○井熊主査 わかりました。

ほかに何かご質問とかご意見とか、ございますか。

それでは、本事業の評価(案)に対する審議はこれまでとさせていただきます。 事務局から何か確認すべき事項はありますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○井熊主査 それでは、本件におきましては若干の期間、目標の達成というのができなかったというのはありますが、状況の予想外の変化が起こったということ。それから、その後、事業者は、その変化ものみ込んで、状況を回復させているということを踏まえて、そこについては問題なしというふうに判断したいと思います。

そういうことで、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了とする方 向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○大西調査官 どうもありがとうございました。

(総務省退室)

(国土交通省入室)

- ○井熊主査 では続きまして、空港有害鳥類防除業務の実施状況について、国土交通省航空局交通管制部運用課工藤課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は1 0分程度でお願いいたします。
- ○工藤課長 運用課長の工藤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。私からは、まず概要に触れさせていただきまして、詳細部分については、私の左におります 大橋から説明させていただきます。

まず資料のD-3、パワーポイントの1枚紙でございますけれども、そもそもこの有害 鳥類防除業務について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

航空機と鳥の衝突、いわゆるバードストライクを防止するという目的のために専従要員を空港に配置して、銃器等の防除機器を用いた威嚇作業や鳥類の動静把握ということを実施しております。これはいわゆるバードパトロール方式で実施させていただいておりますけれども、このグラフにありますように、これを導入していない空港に比べて、鳥と航空機の衝突率が半分程度になっております。赤線が非導入空港、そして青線がバードパトロ

ールを実施している空港でございます。そういうことで、この業務による効果があるとい うふうに国交省としては考えております。

この業務につきまして、国が管理している空港のうち、現在14の空港に導入しておりまして、平成26年度からは仙台空港、平成28年度からは熊本、宮崎、鹿児島、那覇、そして平成29年度から、今回実施状況をご報告させていただきます新千歳空港及び函館空港において市場化テストを実施したところでございます。

それでは、資料4-1でございます。その2空港の実施状況でございますけれども、1 枚目の下段にあります確保すべき質の達成状況でございますが、私どもとしては、いずれ も適切であったというふうに評価しております。

ページをあけていただきまして、4. のところに受託事業者の創意工夫について書いておりますけれども、これについても適宜実施されていたところでございます。

そして、経費についてでございますが、ページを開いていただきまして 5. に記載させていただいております。表のところでございますけれども、契約金額については約5%、年間で 260万、3年間で800万の削減効果があったというふうに評価しております。

今後の方針でございますけれども、これまで競争性改善のため監理委員会からご指摘のあった項目を含めまして、航空局としても、複数空港から空港単位での契約の変更や、各空港でのセミナーの実施など、さまざまな改善に取り組んできたところでございますけれども、銃器を取り扱うということや、業務実施場所が空港内という業務の特殊性、専門性が高く、また人手不足という社会的な環境変化もあり、新規参入が厳しくなっていると考えられます。我々としては、これ以上の参入拡大のための対応は困難であると考えておりまして、市場化テストの実施だけでは入札の競争性についての改善は難しいというふうに思っておりますところから、市場化テストの終了プロセスに移行させていただきたいというふうに考えております。

それでは、詳細は大橋より説明いたします。

- ○大橋調整官 それでは、資料4-1、それから4-2につきまして、4-1は今、概況 を課長からご説明させていただきましたとおりですので、細かいところ、必要なところを 私のほうから説明させていただきます。
- 1. についてはご説明のとおりということで、受注期間につきましては、(2)のとおり令和2年3月31日までということになっております。(5)のところは、本日ご報告させていただく内容につきましては平成31年3月31日までのところで総括させていただい

ておるというところになっております。

それから2として、確保すべき質の達成状況等でございますけれども、2.1として信頼性の確保、それから2.2として作業の安全性に係る品質ということで、まずは信頼性の確保につきましては、鳥衝突率について、記載のとおり10.9という話ですけれども、平成29年度、30年度、両空港ともこれを超えていないという状況。それから安全性の確保につきましても、記載させていただいておりますとおり、警察等への報告、それから暴発とか航空機の運航に影響を与えるような案件というのは、両年度、両空港ともにゼロ件ということになっております。もって水準を満たしていると、適切に行われていたというように評価させていただいております。

それから、3として、業務において確保すべき水準と実施状況というところでございますけれども、ここも、次ページをあわせ見ていただきますと、定期巡回と臨時出動というところを各空港、月例の表にしております。全て実施されていると、適切に行われているというように評価しております。

それから、4です。受託者の創意工夫とか改善というところでございますけれども、受託者からの提案ということで、1つ目としては速報の提出ということで、適時、鳥の活動とか動きとか、そういったものを速報させるということで、空港管理者であるとか運航者に対してこれを速報していくということで、有用であったと。それから、ハード的な話の銃器のダブルチェック、重要ポイントの安全確認ということを、きちんと声を出してやるということでありますとか、先ほどの速報と同じようなものですけれども、今度は概況的なものです。これを、時期によって草が生えてきたりとかありますので、各空港の鳥防の連絡の連絡協議会にきちんとこれを報告させて、もうそろそろ草刈りのシーズンですというような話を、積極的に働きかけるというようなことを行われていたということ。それから4.2としましては、業務の実施方法についての提案ということでございますけれども、書かれておりますように、空港ごとの出現鳥種をきちんと分類して、特性というものを踏まえた防除を実施すると。あとは危機管理体制をしっかりさせる。それから研修体制についても底上げを行っていくと、独自の資料をきちんと編さんして、底上げを行っていく等々行われているということでございます。

それから、5としまして経費の面でございますけれども、これも工藤運用課長よりご案内いたしましたとおり、単年度で約266万の減、トータルでは約800万の減ということで、パーセンテージにすると5%の削減ということです。

5.2の応札者数については、いずれも1者ということでございました。

それから、5.3ということで、経費に対する評価。これはお知らせしたとおり、減額されているということなんですけれども、1者応札は解消することができませんでしたということでございます。

それから、総括のところに入っていきますけれども、ご案内のとおり、業務の実施状況でありましたり、応札者数というところについては、新規参入に努めてきたというところはあるんですけれども、一方で、航空機の運航が行われている中での銃器を取り扱うといった業務、そういったことの背景もございまして、競争性の確保には残念ながらつながらなかったということを踏まえまして、今後の方針ということで、この業務につきましては銃器を使用した防除が必要であるということをご説明しておりますが、こういったところを踏まえまして、作業員の確保が非常に困難になりつつあるというところも踏まえまして、ご案内のとおりのところでございますけれども、さまざまな取り組みを行ってきて有用な面もございました。ここに書かせていただいたとおり、市場化テストの実施だけでは入札の競争性について改善は困難であるというふうに考えられますということで、このプロセスの基準に照らして市場化テストの終了ということのお話で考えさせていただきたいということでございます。

それから、続きまして、資料4-2のご説明もあわせてさせていただきます。空港有害 鳥類防除業務の自己チェック資料ということでございます。

①としまして、実施要項における競争性改善上のチェックポイントということで、先ほど来ご説明させていただきましたとおり、競争性改善のために取り組んだテーマということで5つほど書かせていただきました。まずは空港単位で契約をするということとか、入札参加グループを結成して入札へ参加できるようにするとか、単年度契約から複数年、3年契約に変更する。それから、契約スケジュールをできるだけ前倒しして、これは1週間程度という時間を確保することによって改善を図ると、受注者にそのスケジュールを、きちんと時間を与えるという意味で改善を行うということとか、あとは、これは従前ご指摘ございました現地空港における説明会というものについても、全空港に導入させていただいて新たにやってきたというところ、30年度については特にその現地空港での説明ということをさせていただいたということでございます。

それから2番として、実施状況のさらなる改善が困難な事情の分析ということでございますが、先ほど来申し上げさせていただいているとおり、契約内容の改善を図るというこ

とで、各空港におけるセミナーであったり現地見学会を開催するなどの広報活動、参入拡大に向けたことを図ってきたということでございますけれども、1者応札の改善には至りませんでした。複数の関係事業者へヒアリングを実施させていただきましたところ、銃器を取り扱うために必要な資格を有する作業員の確保が困難であるというような回答をいただいております。

以下のとおり細かく分析をしておりますが、業務の特殊性ということで、航空機と鳥類の衝突は重大事案につながるという大前提でありますけれども、空港と空港周辺の防除対策は非常に重要であるということをおいて、その上で衝突対策として何があるかということで、空港及びその周辺における環境対策、防除機器の組み合わせによるバードパトロール方式で実施するということと、防除機器の組み合わせによる防除が効果的でありますということが、航空に関する国際的な標準ルールであります I CAOの「Airport Service Manual Part 3」に記載があり、我が国もその方向に従って今やっておるというところ、我が国の中においても、鳥類の有識者、先生方とともに作成させていただきました鳥衝突防止ガイダンスというものについても、銃器による駆除というのが空港内の鳥を飛来させない対策として最も有効な手段だということで、有害鳥類防除業務においても銃器を使用した防除を実施することが必須ということであります。

それから、業務実施場所の専門性ということでございますけれども、空港内という特殊な環境下で業務を行うということ、それから航空機の安全を確保しつつ行うということ、具体的には航空機の運航であったり、空港の使用、それから管制官との連絡調整などということで、専門的な知識が必要だということ。それから3番目として、必要な資格を有する事業者の状況ということで、銃器を使用して防除業務を行うためには、個々の作業員がそれぞれの許可、免許等を有する必要があるということで、これらを有する者を確保すると、人員の数というのが減少傾向にあるということ。4番目として、社会的状況の変化ということで、空港の制限区域内での業務経験を有している者の多くは、オリンピック・パラリンピックの開催などによって人材が不足になっていると考えられるところ、人件費の高騰、人材の獲得が難しいというような状況になっているところ、新規参入に消極的な事業者が多いと考えられます。

これまで監理委員会のご指摘事項ということを踏まえて、競争性を改善させるという取り組みを行ってきたところでございますけれども、先ほど来申し上げております航空機の 運航している中での銃器の取り扱い、特殊な業務ということ、それから、これを満足する 作業員の確保が非常に困難であるということから、入札において競争性の改善にはつながりませんでした。また、人材獲得が厳しいという現代において、新たな事業者が新規参入していただけるということは非常に困難ではないかというふうに考えております。したがいまして、これ以上の参入拡大のための対応というのは非常に困難であると考えられるというところで示させていただいています。

私からは以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)につきまして、総務省よりご説明をお願いします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 事務局より、資料D-1に沿って、総務省評価(案)をご説明させていただきます。 1ページ目のIの事業概要につきましては、先ほど実施府省から説明がございましたので、省略させていただきます。

Ⅱの評価に参りまして、事業の評価ですが、運用指針Ⅱ.1.(2)市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めない事業として、終了プロセスに移行することと評価いたしました。

次に、2ページ目の確保されるべき質の達成状況と実施経費につきまして、国土交通省から提出された平成29年4月から平成31年3月までの新千歳空港、函館空港の実施状況についての報告に基づき、評価させていただきました。

まず、確保されるべき質の達成状況につきましては、記載のとおり、適切に履行されているものと評価できます。

次に、3ページ目の3の実施経費ですが、従前経費と比較しまして、削減額が266万円、削減率が5%となっており、削減効果が認められます。

3ページ目の(4)以降は、事業全体として、現在市場化テストを実施しております全空港を対象として評価させていただきます。本事業は1者応札が継続しており、今までに官民競争入札等監理委員会において5回の実施要項審議を受け、競争性改善のための取り組みを十分に講じてきました。競争性改善のための取り組み(4)の記載のとおりでございます。中でも東京と大阪の航空局のみで行っていたセミナーを、入札が行われる現地空港全てにおいて、セミナー及び業務見学会として実施し、入札参加資格のある民間事業者へ広報活動を行ったことは高く評価できます。しかしながら、4ページ目の(5)業務の特殊性等の記載のとおり、本事業において効果的な防除を行うには銃器による防除は必須

であり、作業員一人一人が猟銃所持許可や狩猟免許を有する必要があります。また、空港内という特殊な環境下で業務を行うことから、航空機の安全性を確保しながら業務を行う必要があり、空港の運用に関する専門知識が不可欠であるため、空港制限区域での業務の経験を資格要件としております。さらに、本事業の入札が見込まれる事業者は、オリンピック・パラリンピック開催や人件費の高騰からも人材が不足していると考えられることから、新規事業への参入に消極的になっていると考えられます。

5ページ目に参りまして(6)評価のまとめといたしまして、確保されるべき質は2ヵ年とも達成しており、実施経費については5%の削減率が認められ、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。一方、1者応札が継続しており、競争性に課題が残り、これまで競争性改善のための取り組みが十分に講じられてきましたが、航空機が運航している中で銃器を取り扱う特殊な業務であり、また社会状況の変化も伴い、これを満足する作業員の確保が困難であることから、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないと認められます。なお、本事業の実施期間中に、委託事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もありませんでした。また、航空局総合評価委員会において事業実施状況のチェックを受けることとされています。

(7) 今後の方針といたしまして、本事業は、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針 II. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の全ての空港において、今期をもって市場化テストを終了することと評価いたします。市場化テスト終了後は法の対象から外れることになりますが、国土交通省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを今後も求めてまいります。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問があればご発言願います。

随分長い間、これについては、競争性を確保するためということで、いろいろ手を尽くしてきたという部分は確かにあろうかなというふうに思います。今回そういったことで終了に向かうにつけて、幾つか質問させていただきたいんですけど、まず、どこでも、1者入札になっているということはあるんですが、ある程度、説明会とかには参加者が来ていますよね。参加者が来ているんだけど1者入札に終わっているという、この参加者と1者入札の乖離についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○工藤課長 感想を申し上げれば、非常に残念だと我々も思っております。D-4の資料の中にセミナーへの参加者、これはかなり、7者、8者、9者、あるいは18者とか、相当来ていただいていますし、また仕様書、入札説明書等を入手されたところも複数者、いずれもいらっしゃるんですけれども、これが結果として1者応札になっているというのは非常に残念に思っています。

応札されなかった方に聞き取りを行ってもいるんですけれども、やはり、先ほどの説明にもありましたが、作業員の確保が困難ということで入札を見送りましたというのが皆さんのコメントでございました。これは私ども幾つかいろいろな工夫をさせていただいたんですけれども、そこは残念ながら乗り越えることができなかったというふうに思っています。

○井熊主査 それはあれですかね、実際に空港のこの業務に関して何かできるのかなと思って来たんだけど、いろいろ話を聞いてみると、やっぱりうちではちょっと、特に銃器の使用等含めて体制が組めないという事業者さんばかりであったと、そういうことですかね。 ○工藤課長 これはやはり銃器、それは組織ではなくて個人が許可を得なければならないという要件がございまして、そこの部分がなかなか、ここは推測ですけれども、ちゃんと私どもの仕様書を満たすだけの人数の確保は難しかったのかなというふうには想像しております。

- ○井熊主査 空港という場所の規模とか、そういったことも関係しているということですよね。それなりの人数が要るということですよね。
- ○工藤課長 そういうことになります。もう一つの要件であります空港の制限区域の中で 仕事をしたという経験を要求しているんですが、これの対象は、いわゆる工事業者とか、 あるいは警備会社とか、これは300ぐらいでしたかね。
- ○井野係長 そうですね。
- ○工藤課長 そのぐらいは十分、制限区域内での経験を有しているというのはあると想定 していたんですけれども、特に銃器類じゃないかなと、銃器類の許可を、有資格者をそろ えるというのが難しかったのかなというふうに思います。もう一つの制限区域内での経験 という意味では、それは問題なかったと思っています。
- ○井熊主査 はい。

あともう一つ、いろいろマニュアルがあるんですが、海外で、この銃器なしでやっているとかという、何か先行的な事例とかはなかったですか。

○井野係長 運用課の井野と申します。海外事例、全て空港を見ているというわけではないんですけれども、有識者の先生も含めて海外の事例とかもご存じの方がいらっしゃるんですが、そういうところから見ても、基本的にはやはり銃器を使ってやるというのが一番効果的である、海外も含めてというふうな話は聞いておりまして、やはり、この説明でもありましたとおり、ICAOと言われる国際的な航空の機関においても、やはり銃器を用いて行うことが有効であると、世界的な共通認識でやっているというところが現状でございまして、現状で銃器にかわって何か有効な手段があるということを我々としてはまだ把握はしていないというような状況でございます。

○井熊主査 あともう一つ、ここで、競争という方法では、この入札、この業務を改善することはなかなか難しいというような結論になるわけなんですが、競争というのは公共サービスが効率かつ透明に行われるための手段であって、競争そのものが目的であると私は思わないんですが、それがだめだった場合に、国土交通省としてこれからどのような取り組みをやっていかれるかという考えはありますか。

○工藤課長 なかなかお答えが難しいんですけれども、今般の入札監理委員会の中でご指摘いただいて改善したところは、当然続けていきたいと思っております。そういうことで、競争入札の形態で引き続き続けていきたいとは考えております。ただ結果として、競争が実際に成立するというのが非常に望ましいのではありますけれども、ただ、基本的な要件のところはちょっと、ここは変えることはできませんので、複数年契約とか、あと空港ごとに今回させていただいて、5%程度ぐらいの経済的な効果も出ているということですので、そういう考えで引き続きやっていきたいと思っています。

○井熊主査 すぐには結論が出ないとは思うんですけれども、あと例えば、この仕事のために銃の許可を取るという人もなかなか少ないでしょうから、今、銃を持っているということ、制限区域内で働くということの条件を満たせるような事業環境をつくっていく、維持していく取り組みをぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

- ○工藤課長 そうですね。
- ○井熊主査 はい。
- ○関野副主査 ご意見のとおり、銃器の資格があるということと空港の問題と、あと人の問題ですよね。多分その3つだと思うんですけど、解決するアイデアは多分ベンチャー企業しかないと思います、これは。銃器を使わないで鳥をどうやって近寄せないかというアイデアを持っているか、持っていないかだと思うんです。

空港の場合はちょっとわからないんですけど、例えばゴルフ場とか、自動車とか鉄道とかというのは今ベンチャー企業がやっていて、鹿とかイノシシとか熊とか、そういう類いの、それらは今、ベンチャー企業の方がいろいろなアイデアを出してやっているので、効果も出ているんですけど、ちょっと鳥の場合はまだそういうのが出ていないのですが、多分、受注するとなったら、そういうベンチャー企業で、とんでもないアイデアを持ってくるしか多分ないだろうと思います。多分外国の場合は、銃は、軍隊があったりして許可を持っている方がたくさんいますし、大体民家に近いところにあまり飛行場はないので、多分大丈夫なんだろうなと思いますけれども、日本の場合はちょっと難しいのかなという感想はありますけれども、なので、もし次に声をかけるなら、多分ベンチャー企業が入りやすいところに募集をするというアイデアしか多分ないんだろうと思います。

- ○工藤課長 ありがとうございます。新技術はいつでもウエルカムでございまして、今日 のご説明にもありましたが、専門家の先生を入れた協議会というところを毎年、定期的に 開催させていただいておりまして、またその中で、そういう新しい技術があるのであれば、 ぜひその場で評価して、効果があるものであれば、この我々の仕様の中に取り入れていき たいというふうに思っております。
- ○井熊主査 よろしいですか。
- ○関野副主査 はい。
- ○井熊主査 それでは、本事業の評価(案)の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何か確認すべき点とかはございますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○井熊主査 競争が改善できないということで、大変残念ではあるんですが、ただ、やはりいろいろ手を尽くして、競争ということで効率化を図るということは、なかなかこの事業においては難しいのかなと。非常に環境の難しい事業であると、我々も十分身にしみたというか、そういうふうに思っております。その意味では、国土交通省におかれましては、ぜひ、今、関野委員から出された意見とかも踏まえまして、この事業の透明かつ効率的な事業環境をどう保つのかという広い視野で、ぜひこの事業に関するご検討を続けていっていただきたいなというふうに思います。その意味で、この委員会におきましては、この事業につきまして終了とする方向で監理委員会に報告をするようにお願いいたします。

では、本日の議論はこれで終わりにしたいと思います。本日はどうもありがとうござい

ました。

○工藤課長 どうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

— 了 —